資料２－４

岩手緊急事態宣言における今後の取組

１　盛岡市の飲食店等への営業時間短縮要請の終了

・　盛岡市内の飲食店に起因する感染は発生していない。

・　県内の直近１週間の新規感染者数（対人口 10 万人）が営業時間短縮要請前の 25.9 人を超すことなく感染の拡大は見られていない。

・　お盆期間や夏季休暇後の人流に起因するクラスターの発生リスクが低下した。

・　病床使用率の急激な上昇を抑えられており、必要な病床が確保できている。

・　営業の自由を制限するような要請については必要最小限にすべき。

以上のことから、営業時間短縮要請は９月 12 日で終了することとする。

２　職場における感染対策

・　事業活動の再開により、首都圏や中部圏などの感染拡大地域との往来に起因する感染例が複数確認されている。

・　商工業団体の会員事業所に対し、人と人との接触機会の低減と感染対策の注意喚起を実施する。

・　市町村と連携し、事業者に対し、職場の感染対策と従業員への周知の徹底への協力を要請する。

３　学校における感染対策

・　公共交通機関による通学での密を避ける必要がある場合、時差通学を実施する。

・　感染が確認された場合は、保健所と協議の上、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業を実施する。

・　臨時休業となった学校については、オンラインによる指導を実施する。

４　県境地域における感染対策

・　隣県の保健所と情報共有を行い、協力して県をまたいだ濃厚接触者等の調査を実施し、クラスターの封じ込めを図る。

・　感染拡大地域と接している県境地域では、道路情報板により、都道府県をまたいだ不要不急の往来の自粛について呼びかけを実施する。

５　ワクチン接種の加速化

・　11 月末までに希望する全ての県民へのワクチン接種を終えることができるよう取組を進める。

・　医療従事者の確保の支援やワクチンの市町村間の配給調整、県による第２期集団接種の予約枠の拡大などにより、接種の加速化を図る。